

別記様式第1号(第四関係)

# 香取市活性化計画(変更)

千葉県香取市

平成24年6月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	香取市活性化計画				
都道府県名	千葉県	市町村名	香取市	地区名(※1)	香取市
				計画期間(※2)	平成21年度～平成25年度

**目 標 : (※3)**  
計画区域内に農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設を整備することにより、農家経営の安定及び新規就農者の確保を図るとともに、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設及び自然環境等活用交流学習施設を整備することにより、農業体験による宿泊及び滞在を促進し、都市住民との交流による地域の活性化を図る。  
具体的な数値目標は、市内の過去5年間の入込観光客数が26,278,037人であることから、今後5年間の累計で19.51%増となる31,405,905人を目指す。

## 目標設定の考え方

**地区の概要:**  
香取市は、千葉県北東部に位置し、北側は利根川、横利根川及び常陸利根川を境に茨城県と接している。総面積262.31平方キロ(県内第4位)の広さで、都心から直線で約70km、千葉市から約50kmと都市部から近距離に位置している。  
本市の地形は、北部の低地帯と南部の丘陵地帯に大別でき、北部は坂東太郎利根川の堆積作用によって形成された低湿地帯で、利根川、横利根川及び常陸利根川によって囲まれた輪中地帯が水郷の景観を醸し出している。南部は、利根川流域を除き、緩やかに起伏した海拔20～40mの北総台地が広がり、関東ローム層に覆われている。台地上の平坦地は畑地帯、傾斜地は山林で広葉樹を主体とする斜面林を形成している。丘陵地帯の北部には利根川支流の黒部川、小野川及び大須賀川、南部には栗山川及びその支流が流れ、複雑な地形の谷津を形成し水田地帯となっている。  
市内には、利根川水運による繁栄を偲ばせる、重要伝統的建造物群保存地区に選定された、格子の入った町屋や白壁の蔵など、江戸情緒あふれる景観を誇る小野川周辺の町並み。この町並みを夏と秋に24台の山車が引き廻される佐原の大祭は、国の重要無形民俗文化財に指定されている。また、香取神宮や観福寺に代表される神社仏閣などの歴史的資源、里山、谷津田などの緑輝く田園空間が広がる自然資源が多く残されている。

**現状と課題**  
香取市の平成18年の農業産出額は321億3千万円で、県下第2位を占めている。その構成は、畜産32.4%、米25.6%、いも類20.7%、野菜類17.1%となっており、特に米、いも類は県内第1位の産出額を誇っている。このことから、本市の農業は稲作、甘しょに特化していることから、農産物価格の低迷、農業資材や肥料の高騰などから収益の低下が後継者不足を生み、耕作放棄地の増加につながり、基幹産業である農業の活力低下を招いている。安全で安心な農産物を提供し、地域農業の活性化を図るためには、生産調整への取組や基幹作物である甘しょの底上げが必要であり、集出荷貯蔵施設や処理加工施設の整備が必要である。  
交流事業に関しては、「佐原の町並み」などの歴史的資源を活用した観光において、集客力が向上してきているものの、農業の持つ資源と里山などの自然資源を一体化した事業を展開する必要がある。都市農村交流事業による交流人口の拡大を促進し、地域の活性化を図るため、農産物及び都市農村交流事業の拠点となる施設整備や廃校舎を活用した宿泊型体験施設、クラインガルテンなどの農業体験施設の整備が必要である。

**今後の展開方向等(※4)**  
今後は、農林水産物処理加工施設、農林水産物集出荷貯蔵施設や地域資源循環活用施設を整備する。このことにより、安全で安心な農産物の栽培を促進するとともに、高付加価値販売を行い、農家経営の安定を図り、新規就農者の拡大や定住人口の拡大を促進する。  
また、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設及び自然環境等活用交流学習施設を整備することにより、宿泊体験や農業体験プログラムを確立し、都市と農村の交流人口の拡大を図る。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
香取市	香取市	強い農業づくり交付金(農業・食品産業強化対策整備交付金)	JAかとり・JA佐原	無	イ	甘しょ施設H22以降
香取市	香取市	強い農業づくり交付金(農業・食品産業強化対策整備交付金)	JAかとり・JA佐原	無	イ	甘しょ施設H22以降
香取市	香取市	強い農業づくり交付金(農業・食品産業強化対策整備交付金)	JAかとり・JA佐原	無	イ	ちば丸施設H22以降
香取市	香取市	地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)	有限会社紅小町の郷	有	ハ	H24
香取市	香取市	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	株式会社和郷	有	ハ	H24
香取市	香取市	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	株式会社和郷	有	ハ	H21～H25
香取市	香取市	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	香取市	有	ハ	H21
香取市	香取市	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用施設)	香取市	有	ハ	H22～23
香取市	香取市	強い農業づくり交付金(農畜産業の環境保全)	JAかとり・JA佐原	無	ニ	堆肥施設H22以降

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
香取市	香取市	まちづくり交付金	香取市	無	佐原広域交流拠点 H20～21

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

香取市地区(千葉県香取市)	区域面積(※2)	25,175.5ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 本市の総面積26,231ha(262.31平方キロ)の内、都市計画の用途地域1,055.5haを除いた区域を計画区域とし、計画区域の総面積25,175.5haの内、農業振興地域面積が22,496ha(89.36%)であり、田8,492.3ha、畑4,130.5ha、宅地2,042.6ha、山林4,925ha、原野312.9ha、雑種地1,305.4ha、池沼156.5ha、その他4,865.7haとなっており、農地及び林地は総面積の69.66%を占めている。区域内世帯数27,264世帯の内、5,546世帯(20.34%)が農業を営んでおり、当地区において農業は重要な基幹産業である。		
②法第3条第2号関係: 本計画区域内での人口は、平成13～17年の5ヵ年で3.97%減少し、平成17年の65歳以上人口の割合は24.9%に及ぶなど、人口減少と少子高齢化が進行している。 香取市総合計画では、「元気と笑顔があふれるまち」を将来都市像に、地域経済が活発に動くことによって多くの人が集まり、その人たちがいきいきと活動する、活力あふれるまちをつくりあげていくためのプロジェクトとして、「にぎわいのまち創造プロジェクト」を重点プロジェクトに掲げ、定住人口の確保、交流人口の拡大を目指している。 その中で、持続的な農業経営の安定や区域内の活性化を図るためには、農業基盤の整備を実施し、定住人口の拡大及び二地域居住や地域間交流を促進する必要がある。		
③法第3条第3号関係:  本計画区域は、農業振興地域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者			農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)
						氏名	住所		氏名	住所			
香取市西田部		畑	畑	2,444	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	25	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	64	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	973	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	911	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	1,184	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	472	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	946	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	2,041	賃借権					イ	貸し農園		
"		原野	原野	294	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	3,483	賃借権					イ	宿泊ロッジ		
"		畑	畑	2,043	賃借権					イ	管理・研修棟		
"		畑	畑	1,242	賃借権					イ	宿泊ロッジ		
"		畑	畑	1,341	賃借権					イ	宿泊ロッジ		
"		畑	畑	944	賃借権					イ	井戸・散水設備		
"		畑	畑	1,094	賃借権					イ	休憩所・便所		
"		畑	畑	1,232	賃借権					イ	駐車場		
"		畑	畑	4,435	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	1,079	賃借権					イ	駐車場		
"		畑	畑	1,251	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	1,035	賃借権					イ	貸し農園		
"		畑	畑	480	賃借権					イ	リネン室・管理棟・保管庫		
"		宅地	宅地	439	賃借権					イ	リネン室・管理棟・保管庫		
"		山林	山林	582	賃借権					イ			
香取市神生		畑	畑	3,613				賃借権		イ	貸し農園		
"		畑	畑	1,039				賃借権		イ	便所・休憩施設		

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	リネン室		40 ㎡		平成 21年度	
	管理棟		40 ㎡		平成 21年度	
	ダンプステーション		50 ㎡		平成 21年度	
	保管庫		20 ㎡		平成 21年度	
	便所		40 ㎡		平成 21年度	
	休憩所・便所		80 ㎡		平成 21年度	
	宿泊ロッジ		20 棟		平成 22～23年度	
	管理・研修棟		160 ㎡		平成 22年度	
	便所		10 棟		平成 21年度	
	四阿		1 棟		平成 21年度	
工作物	井戸・散水設備				平成 21年度	
	合併処理浄化槽				平成 22～23年度	
	電気・水道				平成 22～23年度	
	貸し農園 駐車場				平成 22～23年度	
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

平成21年度
--------

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 【該当なし】

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、農業施設整備による農家経営の安定及び新規就農者の確保による農業の振興と、都市住民との交流促進による地域活性化を図り、交流人口の拡大を目標としており、達成度合い等については、香取市経済部商工観光課が実施している観光客入込調査により評価を行う。

この評価は、市内の有識者で組織する香取市活性化計画評価委員会(仮称)において検証を行うとともに、結果を公表する。